

大分県報

平成三十年
号外（六八）
九月二十八日

（金曜日）

目次

条 例

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正……………一
大分県地方行政機関設置条例等の一部改正……………一
大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………二
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正……………二
大分県食の安全・安心推進条例の一部改正……………三
大分県建築基準法施行条例の一部改正……………三
大分県立学校の設置に関する条例の一部改正……………三
大分県立くじゅうアグリ創生塾の設置及び管理に関する条例の制定……………四
警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正……………四

○条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月二十八日

別表第一の一の項、別表第二の一の項及び十四の項並びに別表第三の一の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県地方行政機関設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十二号

大分県地方行政機関設置条例等の一部を改正する条例

（大分県地方行政機関設置条例の一部改正）

第一条 大分県地方行政機関設置条例（昭和三十年大分県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表の大分県税務所の項の所管区域の欄中「大分市」の下に、「佐伯市」を、「津久見市」の下に、「竹田市、豊後大野市」を加え、同表の佐伯県税務所の項及び豊後大野県税務所の項を削る。

（大分県税条例の一部改正）

第二条 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「配当割及び株式等譲渡所得割に係るもの」を「利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る県民税並びに法人の県民税」に改め、「限る。」の下に、「法人の事業税、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税」を加え、同条第二項中「配当割及び株式等譲渡所得割に係るもの」を「利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る県民税並びに法人の県民税」に改め、「限る。」の下に、「法人の事業税、地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税」を加える。

第十条中「県税事務所」の下に「（次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に定める県税事務所）」を加え、同条に次の各号を加える。

一 第四条の二第二項の規定による委任を受けて大分県税務所の長が県税に係る徴収金の賦課徴収又は過料の徴収を行う場合（次号に掲げる場合を除く。） 大分県税事務所

二 規則で定めるところにより県税事務所の長が他の県税事務所の長に徴収金の徴収の

大分県報号外（条例）

引継ぎを行う場合 当該他の県税事務所
 附則第二十二條の二第四号イ(2)及び第二十二條の七第二項第四号中「第八十條第一号イ」を「第四百七十七條第一号イ」に、「第七十八條第一項」を「第四百五十五條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条中大分県税条例附則第二十二條の二第四号イ(2)及び第二十二條の七第二項第四号の改正規定は、この条例の公布の日又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
 （県税事務所の長に対する知事の権限の委任に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の大分県税条例第四条の二第一項の規定による委任を受けた県税事務所の長が行った県税に係る処分その他の行為で施行日において現にその効力を有するもの又は施行日前に同項の規定による委任を受けた県税事務所の長に対してなされた県税に係る申請その他の行為で施行日において現にその効力を有するものについては、第二条の規定による改正後の大分県税条例第四条の二第一項若しくは第二項の規定による委任を受けた県税事務所の長が行った処分その他の行為又は同条第一項若しくは第二項の規定による委任を受けた県税事務所の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十三号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の建築基準法関係事務の項中

検査済証の
 交付を受け
 る前におけ

る建築物等の 仮使用認 定申請手 料	一 件	一 二〇、〇〇〇 円	を
-----------------------------	--------	------------------	---

検査済証の 交付を受け る前におけ る建築物等 の仮使用認 定申請手 料	一 件	一 二〇、〇〇〇 円	に、
建築物の敷 地と道路と の関係の建 築認定申請 手数料	一 件	二 七、〇〇〇 円	

仮設建築物 建築許可申 請手数料	一 件	一 二〇、〇〇〇 円	を
------------------------	--------	------------------	---

仮設建築物 建築許可申 請手数料	一 件	一 二〇、〇〇〇 円 （大分県建築審査会 の同意を要する場合 にあつては、一六 〇、〇〇〇円）	に改め、同表の住宅確保
------------------------	--------	---	-------------

要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係事務の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに

公布する。

平成三十年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県条例第四十四号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

例

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「第二項」の下に「第七項」を加え、同条第六項中「以外の」の下に「養護老人ホーム」を加え、同条第七項中「できる」を「でき、第一項第三号口の主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする」に改め、同条第十項中「サテライト型養護老人ホーム」の下に「又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二百三十九条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二百二十七条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う養護老人ホーム」を加え、同条第十二項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附則

この条例は、平成三十年十月一日から施行する。

大分県食の安全・安心推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県条例第四十五号

大分県食の安全・安心推進条例の一部を改正する条例

大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「第十一条」を「第二十四条」に改める。

平成三十年九月二十八日

附則

この条例は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）の施行の日から施行する。

大分県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県条例第四十六号

大分県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

大分県建築基準法施行条例（昭和四十六年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第二十一条の二（見出しを含む。）中「第四十三条第一項ただし書の規定による許可を受けた」を「第四十三条第二項各号のいずれかに該当する」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県条例第四十七号

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

第一条 大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表の高等学校の部の大分県立竹田高等学校の項の次に次のように加える。

大分県立久住高原農業高等学校	竹田市久住町大字栢木五、八〇一番地三二
----------------	---------------------

第二条 大分県立学校の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の高等学校の部の大分県立三重総合高等学校久住校の項を削る。

附則

この条例中第一条の規定は平成三十年十月一日から、第二条の規定は平成三十一年四月一日から施行する。

大分県報号外（条例）

大分県立くじゅうアグリ創生塾の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十八号

大分県立くじゅうアグリ創生塾の設置及び管理に関する条例

（設置）

第一条 農業に関する学科に属する高等学校の生徒に対する教育の充実を図るとともに、小中学校の児童生徒等の農業への興味・関心を高めることにより、次代の農業を担う人材を育成し、もって地域農業の振興に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十条及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定に基づき、大分県立くじゅうアグリ創生塾（以下「創生塾」という。）を設置する。

（位置）

第二条 創生塾は、竹田市久住町大字有氏五百六十八番地一に置く。

（事業）

第三条 創生塾は、次に掲げる事業を行う。

- 一 農業に関する学科に属する高等学校の生徒に対する農業教育に関すること。
- 二 農業教育に従事する職員の研修に関すること。
- 三 小中学校の児童生徒等に対する農業体験等の機会の提供に関すること。
- 四 前三号に掲げる事業のほか、創生塾の目的を達成するために必要な事業

（職員）

第四条 創生塾に、所長その他必要な職員を置く。

（委任）

第五条 創生塾の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十九号

警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部を改正する条例

（警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正）

第一条 警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和二十九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県大分中央警察署の項中「季の坂三丁目」の下に、「東原一丁目、東原二丁目、東原三丁目」を加え、同表の大分県大分南警察署の項中「判田台南四丁目」の下に「田尻南一丁目、田尻南二丁目」を加える。

第二条 警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を次のように改正する。

別表の大分県大分東警察署の項中「京が丘南三丁目」の下に、「横尾東町一丁目、横尾東町二丁目、横尾東町三丁目、横尾東町四丁目」を加え、同表の大分県大分南警察署の項中「田尻南二丁目」の下に、「椿が丘一丁目、椿が丘二丁目、雄城台中央一丁目、雄城台中央二丁目、上宗方南一丁目、上宗方南二丁目、上宗方南三丁目、雄城台、田尻東、田尻西、田尻中央、田尻北」を加える。

（大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第三条 大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「大分市大字牧」を「大分市東原三丁目」に改める。

附則

この条例中第一条及び第三条の規定は平成三十年十一月二十三日から、第二条の規定は平成三十一年一月十二日から施行する。